

知っておきたい基本判例

第10回 騒音・振動

今回は騒音・振動に関する裁判例を紹介します。

大阪地裁平成元年8月7日判決(判例時報 1326-18)

(地下鉄工事の騒音・振動等による精神的被害等につき損害賠償請求が認められた事例)

【当事者】

原告:沿線住民 40世帯 158人(Xら)

被告:地下鉄工事の注文者(Y1市)と請負業者4社(Y2ないしY5)

【申請の概要】

沿線住民であるXらが、開削工法が採用され、かつ、夜間工事が通算3年ないし4年にわたり行なわれた本件地下鉄工事に伴う騒音・振動・地盤沈下等により家屋の損傷及び精神的苦痛を受けたとして、総額3億2560万円余の損害賠償を求めた事案である。

【判断の概要】

騒音、振動は、健康に悪影響を及ぼさないための限界値を超えており、被害防止措置は不十分で、住民との折衝も不適切であったこと等から、被害は受忍限度を超えているとした上、Yらには、被害防止・軽減のため有効適切な措置を講ずべき注意義務があったとして、Yらに対する損害賠償請求を一部認容した。

A: 今回の担当は、B君だね。それでは、紹介して下さい。

B: これまで騒音関係では、カラオケ騒音(本誌6号20頁)及び室外機等の騒音(本誌7号20頁)を取り上げましたが、今回は、規模の大きい、地下鉄建設工事の騒音・振動に関する裁判例を紹介させていただきます。本件では、粉塵による被害や地盤沈下による被害も問題になっていますが、騒音・振動に関する判断を中心に紹介します。なお、詳細な解説は裁判情報42号1頁以下にあります。

本判決でも、これまで紹介してきた裁判例と同様受忍限度論により違法性を判断しています。すなわち、侵害行為の態様・程度、被侵害利益の性質・内容、侵害行為の公共性、被害回避の可能性及び防止措置、行政指針・規制基準、当事者の折衝経過ことに公害調停の経緯、Xらの居住地の地域性等について詳細に検討し、これらを総合して、Xらの受けた騒音・振動等による被害が受忍限度を超える違法なものと判断しました。

本判決は、の基準が重要な判断基準になる(本誌6号21頁参照)としたうえで、本件工事による騒音については、一時的なものではなく恒常的騒音と同視できるとして、工場

等の騒音に関する規制基準をもとに判断している点、 に関し公共的利益の実現はそれにより利益を受ける者全員の負担において実現されるべきであり、一部少数者の犠牲の上に実現されるべきものではないとしている点などが注目されます。

ところで、本件のように地下鉄工事に伴う騒音・振動等による被害が問題となった事案には、 東京高裁昭和 44 年 4 月 28 日判決(判例時報 554-25)や 東京地裁昭和 63 年 3 月 29 日判決(判例時報 1283-109)などがあります。

の事件は工事の差止を求めたものでしたが、被害発生 of 具体的危険性が認められないとして請求を認めませんでした。 の事件は、かなり初期のものですが、騒音が受忍すべき範囲をこえた違法なものとし、工事の注文者の責任を認めています。本件では、注文者だけでなく請負業者も被告になっており、両者の責任を認めています。

A: 公調委の裁定例もあったと思うよ。

C: 昭和 51 年 11 月 29 日に責任裁定が出ています。裁定でも請負業者とならんで注文者の責任が認められています。この事案では、申請人の営業損害も認められています。

A: そうそう、さきほど公害調停の経緯と言っていたけれど、本件は、審査会で調停が行われていたのかな。

B: そうです。その関係で、公害紛争処理法 36 条の 2 (時効の中断に関する規定)についての解釈が示されています。

A: 審査会の調停はどうなったのかな。

C: 昭和 47 年に申請があったのですが、本判決後の平成 2 年 10 月 25 日に打ち切られています。高裁で和解成立見込みということだったようです。

A: ありがとう。これでこの連載も 10 回目を終えたね。

B: これまで取り上げた裁判例は別表のとおりです。

A: 比較的古い判例が多いようだけれど、これはどうしてかね。

B: 基本的な裁判例をとということで、有斐閣から出ている公害・環境判例百選(別冊ジュリスト 126、平成 6 年 4 月発行)から取り上げたものがほとんどです。

C: このシリーズでは、受忍限度論に焦点をあてて、各種公害に関する裁判例を紹介してきました。

A: 公害苦情や公害紛争を処理するにあたり、受忍限度論で取り上げられる諸々の判断要素を念頭において情報を整理していくことは有意義であると思います。かなり勉強も進んだことだし、区切りもいいので、このあたりで、もう少し身近な、苦情相談で取扱いそうな事件についての裁判例を紹介してみたり、法律用語の解説などを考えてみたらどうかな。

B、C: 検討してみます。

(公害等調整委員会事務局審査官 井口 実)

別表

掲載号	公害の種類等	裁判例	掲載誌等
第1回(第5号)	受忍限度論	最判 H6.3.24	判例時報 1501-96
第2回(第6号)	営業騒音	札幌地判 H3.5.10	判例時報 1403-94 百選 54 裁判情報 45-01
第3回(第7号)	家庭騒音	東京地判 S63.4.25	判例時報 1274-49 百選 55 裁判情報 38-01
第4回(第8号)	水質汚濁	仙台地決 H4.2.28	判例時報 1429-109 百選 34 裁判情報 48-09
第5回(第9号)	大気汚染	大阪地 S57.11.24	判例時報 1064-3 百選 9 裁判情報 16-01
第6回(第10号)	悪臭	名古屋地 一宮支判 S54.9.5	判例時報 938-9 百選 56 裁判情報 03-01
第7回(第11号)	地盤沈下	大阪地判 S55. 2.20	判例時報 968-94 百選 58
第8回(第12号)	景観・眺望	大阪地判 H4.12.21	判例時報 1453-146
第9回(第13号)	日照障害	最判 S47.6.27	判例時報 669-26 百選 59

注:本文にも出てくる「裁判情報」とは、昭和54年6月(第1号)から平成6年9月(第50号)まで当委員会事務局から季刊で出されていた「公害関係裁判情報」誌のことです。